

給 与 勧 告 に 当 た っ て

もちき かずしげ
持木 一茂 石川県人事委員会委員長談話
(令和6年10月22日)

本年発生した能登半島地震と奥能登豪雨によって、亡くなられた方々のご冥福を心からお祈りいたしますとともに、被災された方々に対し、心からお見舞いを申し上げます。

本日、本委員会は、議会及び知事に対して、職員の給与について勧告いたしました。

本委員会が、人事院と共同で県内の民間企業における給与の実態調査を実施したところ、ベースアップを実施した事業所の割合が昨年より増加するなど、賃金の引上げを図る動きが見られ、職員の給与との比較を行った結果、民間給与が月例給及びボーナスともに職員の給与を上回っていることが認められました。

月例給については、初任給を始め若年層に重点を置きつつ、全年齢層を対象に給料月額を引き上げるとともに、期末・勤勉手当（ボーナス）についても、0.10月分の引上げを行うことが適切であると判断しました。

また、本年、人事院は、現下の人事管理上の重点課題に対応するため、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）」を行う旨勧告しており、本委員会としても、その措置内容に準じて所要の改定を行うことが必要であると判断しました。

職員の給与その他の勤務条件に関する勧告は、労働基本権制約の代償措置として、地方公務員法の情勢適応の原則や均衡の原則に基づき行っているものであり、県民の理解と支持の下、職員の適正な処遇を確保し、本県行政運営の安定に寄与するものであります。

議会及び知事におかれては、勧告制度の趣旨に深いご理解をいただき、この勧告のとおり実施されるよう要請いたします。

職員各位においては、日頃から高い使命感を持って献身的に職務にまい進していることに加え、被災者の支援、被災地域の復旧・復興にあたり全力をあげて取り組んでいることに対し敬意を表するとともに、全体の奉仕者たる自らの立場を自覚し、引き続き職務に精励いただくようお願いいたします。

県民各位におかれては、人事委員会が行う勧告の意義と内容についてご理解いただきたいと思います。